

広島県告示第七百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
井口二丁目七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十一年四月十九日広島県告示第四百八十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から五号までを結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

| 市・区 | | 町 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-------|-------|-------|----|---|--------|----------|
| 広島市西区 | | 井口三丁目 | | | 二四二番六五 | 標柱一号及び五号 |
| | 井口二丁目 | | | | 二四二番四三 | 標柱二号 |
| | 井口二丁目 | | | | 二四二番二八 | 標柱三号 |
| | 井口三丁目 | | | | 二四二番八〇 | 標柱四号 |